

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 竹田 正樹

「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「上場手数料等に関する規則」の一部改正を行い、2019年1月30日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、上場会社が合併、分割又は株式交換に際して新たに株券を発行する際に、その資本組入総額に基づいて追加的に徴収しております上場手数料について、その計算において多額の上場手数料が発生する事例等を考慮し、その上限額の設定を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

I. 改正概要

上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料について、1,000万円の上限を設けます。

(備考)

- ・上場手数料等に関する規則第2条第2項第5号

II. 施行日

2019年1月30日から施行し、同日以後に納入期が到来する合併等に係る上場手数料から適用します。

以上